

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（三件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京都地域冷暖房区域の変更……………（環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課）……………二
- 知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全全部業務課）……………三
- 農用地利用配分計画の認可……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………四
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）……………四
- 都道の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………二
- 河川整備計画の公表……………（建設局河川部計画課）……………二

告示

●東京都告示第六百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 中央区晴海五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月三十一日から平成二十八年三月二十二日まで

●東京都告示第六百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 千代田区東神田二丁目、東神田三丁目及び岩本町三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月九日から平成二十八年三月十日まで

●東京都告示第六百八十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量（地籍図根多角測量）
- 三 測量の区域 江東区新木場一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月二十二日から平成二十八年二月二十九日まで

●東京都告示第六百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 公聴会を行う日時 平成二十七年十二月三日（木曜日）午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一六会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調
整課審査係(東京都庁第二本庁舎
三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 中央区銀座六丁目十二番一号

所氏名 銀座六丁目十地区市街地再開発組合

建築敷地 中央区銀座六丁目一番地一ほか

地域地区 商業地域、防火地域、銀座地区地区計画、
高度利用地区及び都市再生特別地区

等

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 事務所、物販店舗、飲食店及び自動車車庫
ほか

敷地面積 約九、〇七八平方メートル

建築面積 約八、九二二平方メートル

延べ面積 約一四八、七一二平方メートル

構造及び 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄
筋コンクリート造

階数 地上十三階地下六階

高さ 六六・二七メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

●東京都告示第千六百八十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十
二年東京都条例第二百五号)第十七条の十九第一項の規
定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項に
おいて準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 変更した地域冷暖房区域の名称

一 渋谷道玄坂地域冷暖房区域

二 変更内容

地域冷暖房区域の範囲(別図のとおり)

(一) 変更前

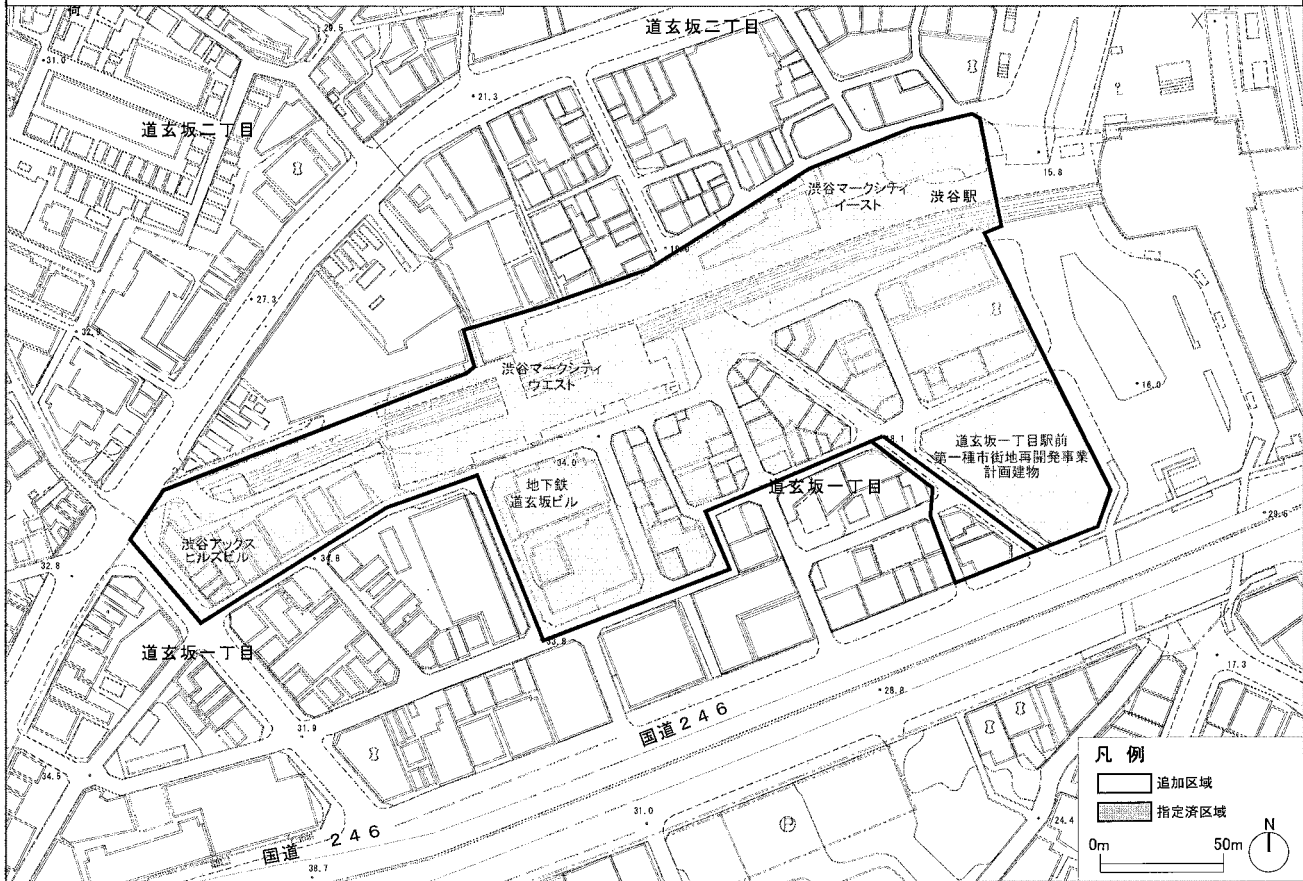
渋谷区道玄坂一丁目の一部

(二) 変更後

渋谷区道玄坂一丁目の一部

別図

渋谷道玄坂地域冷暖房区域



●東京都告示第千六百八十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 舛添 要一

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一（二・三）ジヒドロベンゾフランー五
 ール）ーNーメチルプロパンー二ーアミン
 （通称名五ーMAPDB）及びその塩類

(二) 化学名 「一（四）フルオロベンジル」ーHー
 インドールー三ーイル」（ナフタレンー一
 ール）メタノン（通称名FUBーJWHO
 一八）及びその塩類

(三) 化学名 Nー（四）フルオロフェニル）ーNー「一
 ー（二）フェネチル）ペリジンー四ーイ
 ル」ブタナミド（通称名pifluorob
 utyrylfentanyl）及びその塩
 類

(四) 化学名 Nー（一）アミノー三ーメチルー一ーオキ
 ソブタンー二ーイル）ー（二）フルオロ
 ベンジル）ーHーインダゾルー三ーカル
 ボキサミド（通称名ABーFUBINACA
 二ifluorobenzylisom
 er）及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用

を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十七年十一月二十六日

●東京都告示第千六百八十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を 受ける者	住所	賃借権の設定等を 受ける土地	面積(平方 メートル)
氏名又は名称	住 所	所 在 地	
沖山 信雄	東京都八丈町 大賀郷四千四 百九番七	東京都八丈町 中之郷二千五 百二十二番ほ か三筆	五、五八八
伊勢崎 武二	東京都八丈町 榎立二百六十 一番	東京都八丈町 榎立二千二百 四十二番一ほ か四筆	四、六三二

二 認可年月日

平成二十七年十月二十日

●東京都告示第千六百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字本宿五六九二番一及び三、五六九四番、同村字南郷五九七六番、五九七七番一から四まで、六〇七三番、同村字人里六七〇六番一、六七六〇番、六七六四番、六七六五番イ、六八一五番一、同番イ五、六八二三番一及び二、六八二四番イ及びロ、同村字数馬七〇八二番、七〇九三番一及び二、同番四から六まで、七〇九五番一から三まで、同番六から三〇まで、七〇九六番一から三まで、同番六から二三まで、七〇九七番イ、七〇九九番二、七一〇〇番、七二三六番、七二四五番一及び二、同村字神戸七七九番一及び二・八一八五番一・八一八六番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、七八八〇番イ、八〇二六番一及び二、八〇二七番一及び二、八〇二八番、八〇二九番、八〇三〇番一及び二、八〇三一番一から三まで、八〇七三番、八一八二番、同村字藤原九二〇〇番一から三まで、九二〇三番、九二九五番、九二九七番、九二九八番、九三一〇番四、九三一一番一及び二、九三一二番、九三二三番、九三二四番一から三まで、九三二五番、九三一六番二及び三、九三二七番、九三一八番一及び二、同村字倉掛九三三四九番一から四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八王子市上恩方町三七八三番二及び三・三七八四番二・四一二四番イ・四一三〇番イ・四一三一番・四一三七番イ(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)、三七八三番五、三七八四番一及び三、四一三〇番二

二 保安林として指定された目的
水源のかん養
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
豊島区西巢鴨四丁目～北区西ヶ原三丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域
- 延長 九三五・七八メートル
- 面積 一八、六五一・〇七平方メートル
- 重用編入区域 (一般国道十七号との重用編入)
- 延長 六九六・三五メートル
- 面積 二八、一六二・六九平方メートル
- 計画線

●東京都告示第千六百八十六号

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

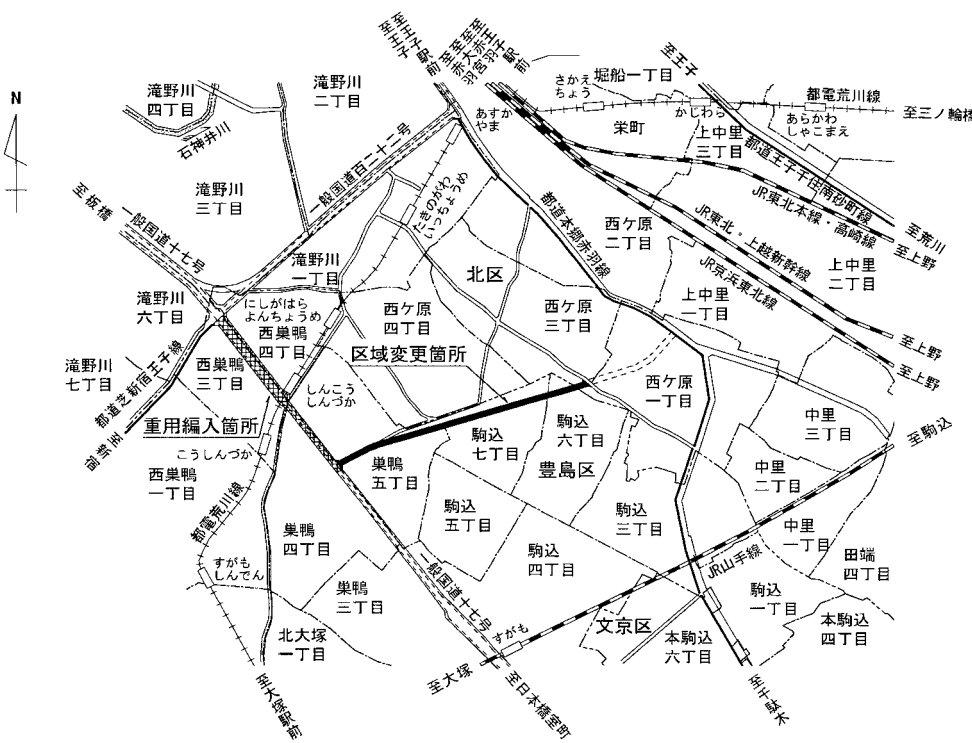
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

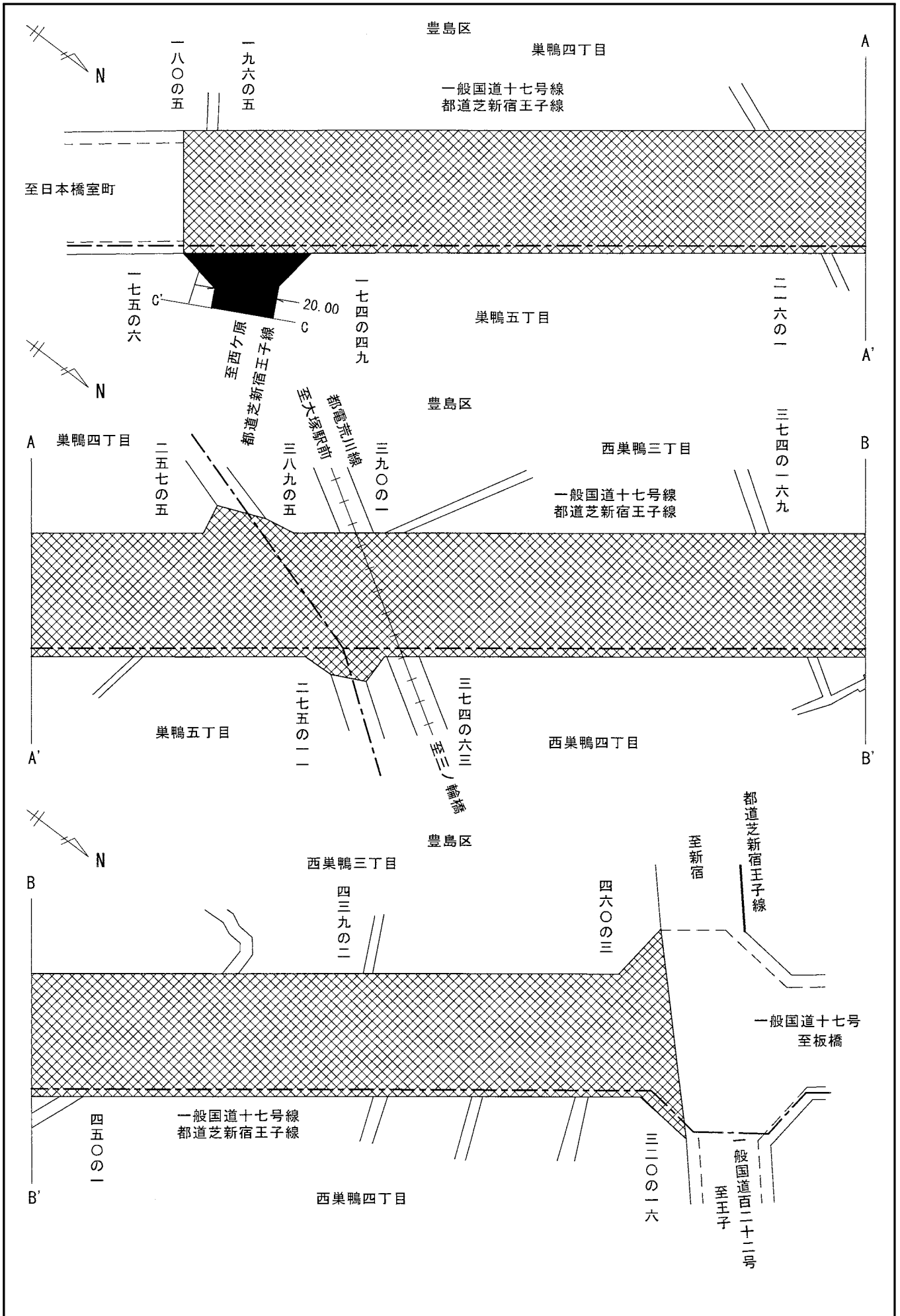
その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 芝新宿王子
- 二 変更の区間 豊島区西巢鴨四丁目三百二十番十六地先から北区西ヶ原三丁目六十六番十二地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

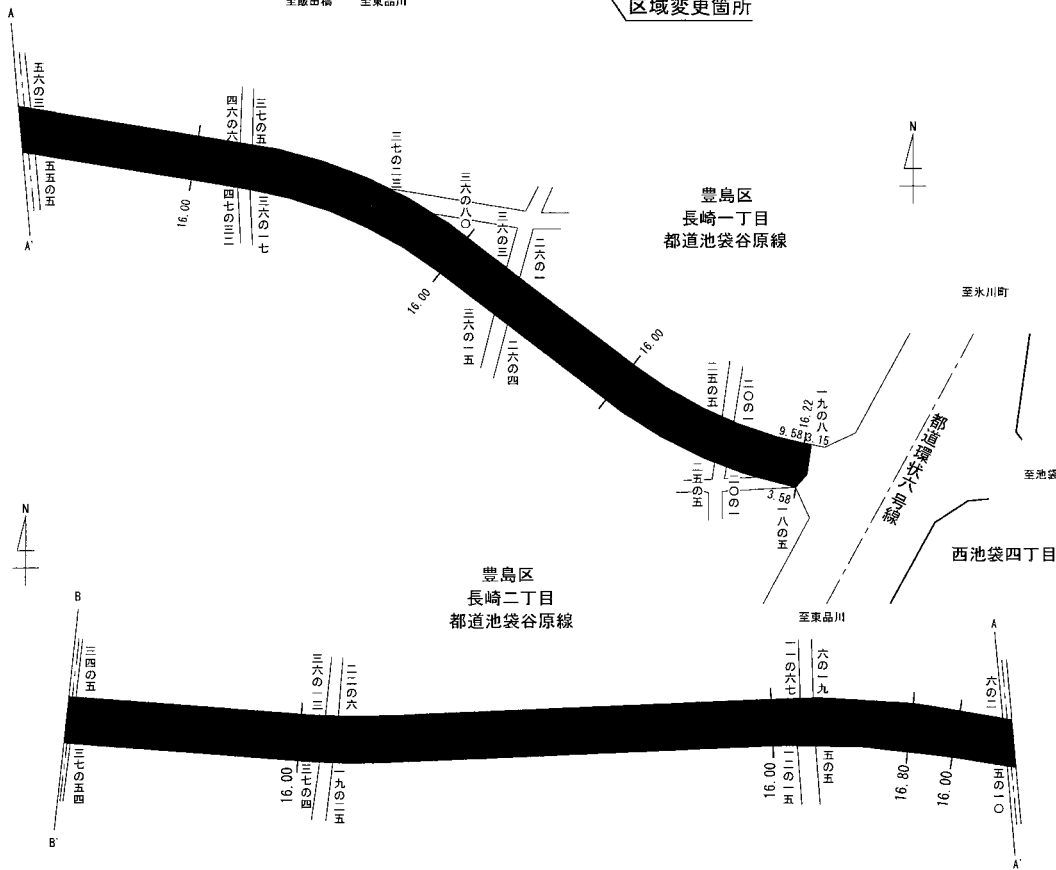
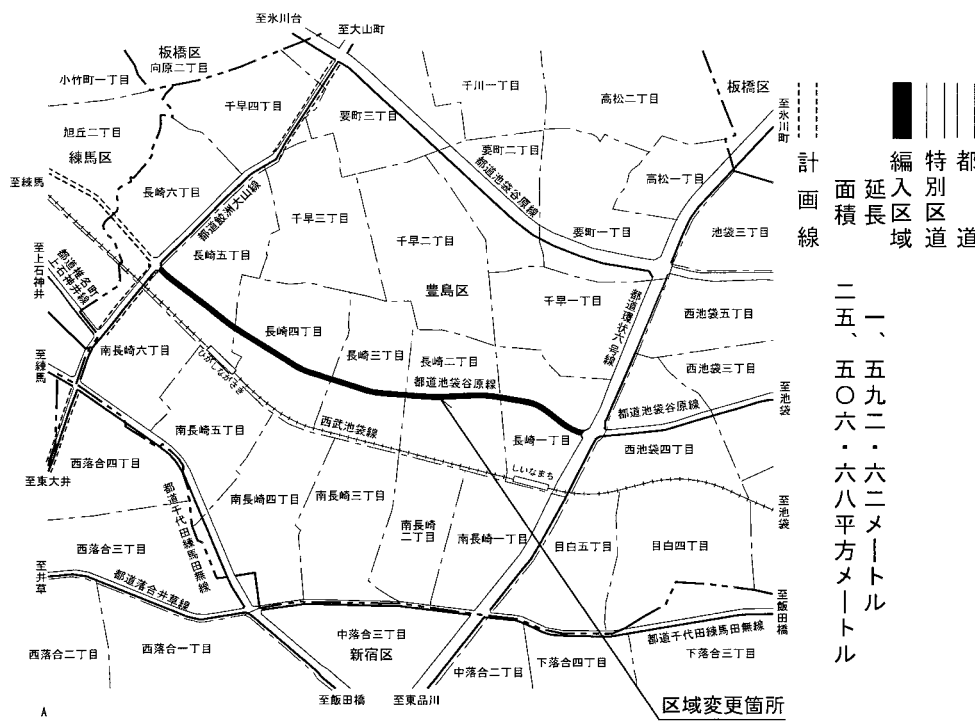




●東京都告示第千六百八十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から起算

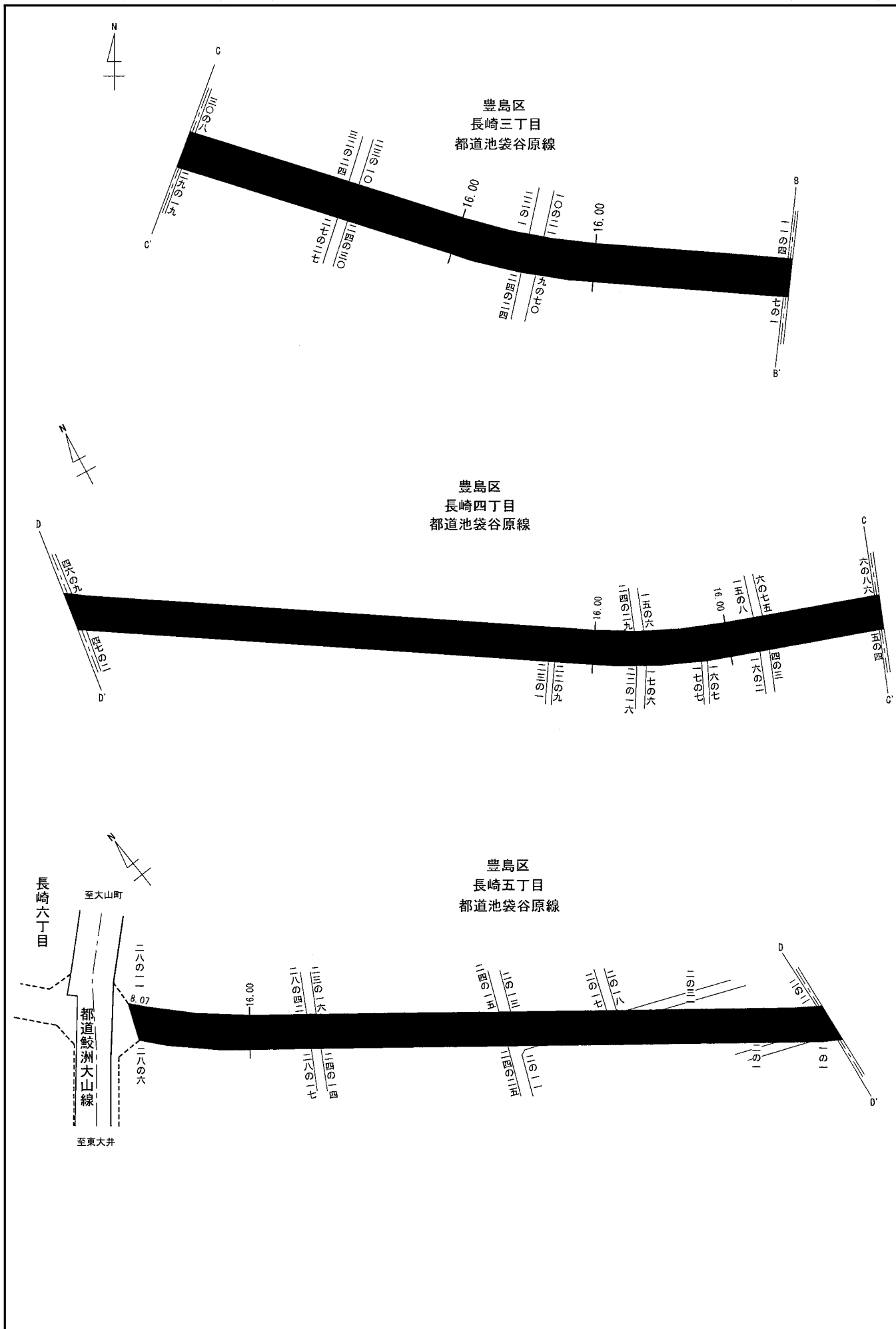
別図

都道池袋谷原線区域変更略図
豊島区長崎一丁目～長崎五丁目



して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月二十五日
 東京都知事 舩添 要一
 池袋谷原線

二 変更の区間 豊島区長崎一丁目十八番五地先から同区長崎五丁目二十八番十一地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 A S K
- 三 代表者の氏名
栗田 総一郎
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区祖師谷二丁目十六番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、特に障害者・高齢者およびその家族を対象として、障害者・高齢者のための居宅介護事業、地域生活援助事業(グループホームの運営事業)、障害者・家族のための相談事業、家族の支援事業、その他障害者および高齢者の自立生活と社会参加活動を支援する事業、一般市民への障害の理解を深めるための

情報提供等の普及啓発活動等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが共に支えあう、社会・地域づくりに貢献していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会
- 三 代表者の氏名
岡村 武彦
- 四 主たる事務所の所在地
東京都北区豊島七丁目二十番七―三〇四号 クレアホームズ王子神谷
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神疾患・精神障がいのある人々を主たる対象とし、誰もが生きやすい環境や社会づくりを目指して、サッカーおよびフットサル(以下、フットボールと総称する)を普及・推進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
ニトリ小岩環七店
- 二 店舗所在地
江戸川区上一色三丁目十番一号
- 三 設置者名
株式会社ニトリ
- 四 設置者住所
北海道札幌市北区新琴似七条二丁目二番三十九号
- 五 変更前の店舗名
ニトリ江戸川店
- 六 変更後の店舗名
ニトリ小岩環七店
- 七 変更前の店舗所在地
江戸川区上一色三丁目三百一番号
- 八 変更後の店舗所在地
江戸川区上一色三丁目十番一号
- 九 変更日
平成二十七年九月十八日ほか
- 十 届出日
平成二十七年十一月二日
- 十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間
平成二十七年十一月二十五日から平成二十八年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 理研神谷ビル

二 店舗所在地 北区神谷三丁目十二番一号

三 設置者名 理研コランダム株式会社

四 意見

ア 聴取者 北区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十一月二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

河川整備計画の公表について

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条

第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

二級河川立会川

二 河川整備計画を定めた日

平成二十七年十一月四日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第二建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001